第十五条第一項中「第十七条第七項」を「第十七条第十項」に改め、同項第一号中「又は第七号」を「、第五号、第七号又は第八号」に改め、同条第二項中「住所地市町村長に」の下に「（国外転出者にあっては、個人番号カードの有効期間が満了した場合又は同項第一号（前条第七号に係る部分に限る。）若しくは第三号に該当する場合に限り、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）」を加え、同条第三項中「第五号又は第六号」を「第四号、第九号又は第十二号」に改め、「市町村長に」の下に「（国外転出者にあっては、直接に又は領事官を経由して、直近に戸籍の附票にその者に関する記載をした市町村長に）」を加え、同条第四項中「住所地市町村長に」の下に「（国外転出者にあっては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に）」を加える。

第十六条第一項中「住所地市町村長」の下に「（国外転出者にあっては、附票管理市町村長。次項において同じ。）」を加え、「同条第三項（同条第四項」を「同条第六項（同条第七項」に改め、同条第二項中「書面」の下に「その他総務省令で定める方法」を加える。

第二十条（見出しを含む。）中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十二条第一号及び第二十四条第一号中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

第四章第二節の節名中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十六条の見出し中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第一項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報ファイルについて同項に規定する事実があったと認める場合（次項及び第四項において「法第二十八条違反の場合」という。）」に改め、同条第二項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「法第二十一条第二項各号に掲げる場合」を「法第二十八条違反の場合」に改め、同条第三項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第四項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「法第二十一条第二項各号のいずれか」を「法第二十八条違反の場合」に改める。

第二十七条第二項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第二号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十一条において同じ。）」を削り、同条第三項中「住民票コード」の下に「（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者にあっては、戸籍の附票に記載された住民票コード）」を加える。

第二十七条の二第一項中「（昭和二十二年法律第二百二十四号）」を削り、同条第三項ただし書中「非居住者（」を「特定非居住者（平成二十七年十月五日以後」に、「記録されていない」を「記録されたことがない」に改める。

第二十七条の三第二項中「非居住者」を「特定非居住者」に改める。

第三十一条を削る。

第三十条の見出し中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「、第二項及び第四項」を削り、「第二十一条第二項各号」を「第二十一条第二項」に、「第二十七条の五」を「第二十八条」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、第四章第二節中同条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とする。

第二十八条（見出しを含む。）中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条を第二十九条とし、第二十七条の五を第二十八条とする。

第四十三条第二項の表第八条第一項の項中「次項及び第十七条第二項において」を「以下」に改め、同表第八条第二項の項の次に次のように加える。

第十六条の二第二項	備える市町村の長（当該市町村以外の市町村	作成した区長及び当該区の属する市の市長（当該市以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）
市町村又は	市町村の長又は

	備える市町村の長）
第十六条の二第五項	備える市の市長を経由して当該戸籍の附票を作成した区長

第四十三条第二項の表第十七条第一項の項を次のように改める。

第十七条第一項	市町村長は	市長は
	市町村が	市が
	直接に又は同条第三項	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長（以下この条において「住所地区長」という。）若しくはそその者（国外転出者であった者に限る。）が記録されている戸籍の附票を作成した区長（以下この条において「附票管理区長」という。）又は前条第三項
	当該交付を行う市町村長（次項から第四項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。）	住所地区長又は附票管理区長

第四十三条第二項の表第十七条第一項の項の次に次のように加える。

第十七条第二項	交付市町村長以外	交付市長（前項の規定により個人番号カードの交付を行う市長をいう。）以外
	交付市町村長に	住所地区長又は附票管理区長に
第十七条第三項	交付市町村長	附票管理区長
第十七条第四項	交付市町村長	住所地区長又は附票管理区長

第四十三条第二項の表第十七条第二項の項中「第十七条第二項」を「第十七条第五項」に、「当該最初の転入届」を「これらの届出」に改め、同表第十七条第三項の項中「第十七条第三項」を「第十七条第六項」に、「前項」を「同項」に改め、同表第十七条第四項の項中「第十七条第四項」を「第十七条第七項」に、「第七項並びに第十八条の二第三項」を「第十項」に、「第七項に」を「第十項に」に改め、同表第十七条第五項及び第七項の項中「第十七条第五項及び第七項」を「第十七条第八項及び第十項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十七条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第七項	直接に	附票管理区長
	市町村の長	市の市長
	附票管理市町村長	附票管理市長
第十七条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第八項及び第十項	直接に	附票管理区長
	附票管理市町村長	附票管理市長